

放送大学学園職員退職手当規則

平成15年10月1日

放送大学学園規則第10号

改正 平成21年3月19日、平成23年3月7日、
平成25年3月18日、平成27年3月17日、
平成28年3月15日、平成29年12月26
日、令和2年9月24日、令和3年3月12
日

(目的)

第1条 この規則は、放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号。以下「就業規則」という。）第24条に基づき、放送大学学園（以下「学園」という。）の職員（期間業務職員・時間雇用職員を除く。以下「職員」という。）が退職（死亡を含む。以下同じ。）し、又は解雇された場合に支給する退職手当に関し必要なことを定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当及び弔慰金は、職員が退職し、又は解雇された場合には、その職員に、職員が死亡した場合には、その遺族に、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

2 退職手当及び弔慰金は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合には、この限りでない。

3 職員（職員が死亡した場合にはその遺族）が退職手当及び弔慰金の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、職員の退職の日における本給の月額に次の各号の区分に従い、当該各号の定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、各号の合計額が本給の月額の100分の5,500を超えるときは、本給の月額の100分の5,500に100分の83.7を乗じて得た数とする。

一 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100

二 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の140

三 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の180

四 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の200

五 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

(退職手当の増額)

第4条 退職手当は、職員が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定により計算して得た額に、退職し、又は解雇された日におけるその者の本給の月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額を加算することができる。

一 傷病によりその職に堪えず退職し、又は解雇された場合

二 死亡により退職した場合

三 定員の減少又は組織の改廃により過員若しくは廃職を生じたため退職し、又は解雇された場合

四 勤続期間が10年以上であって、定年又は放送大学の教員等の任期に関する規則（令和2年放送大学学園規則第1号）第3条第6項又は附則第2項の規定による任期の満了により退職した場合

五 勤続期間が15年以上であって、職務上特に功劳があったと理事長が認めた者が退職した場合

六 前各号に準ずる特別の理由により退職し、又は解雇された場合であって、特に増額の必要があると理事長が認めた場合

(退職手当の減額)

第5条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、第3条の規定により計算して得た額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- 一 勤務成績が著しく不良なため退職し、又は解雇された場合
- 二 第8条第2号に規定する事由に準ずる事由により退職し、又は解雇された場合
- 三 自己の都合により退職（出産若しくは婚姻又は業務上の傷病により退職した場合を除く。）した場合
（勤続期間の計算）

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの年月数による。

3 第2項の規定による在職期間のうち、休職（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職を除く。）、停職又は放送大学学園職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成15年放送大学学園規程第16号）に規定する育児休業の期間があるときには、その月数の2分の1に相当する期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を第2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

ただし、平成4年4月1日以降の育児休業の期間のうち、子が1歳に達した日の属する月までの在職期間の除算については、「その月数の2分の1に相当する期間」とあるのは「その月数の3分の1に相当する期間」とする。

4 勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数について月割をもって計算する。

5 第8条第1号に規定する勤続期間については、第1項の規定にかかわらず、その者が職員となった日から退職した日の前日までの満月数による。

（国等の機関から復帰した職員に対する退職手当に係る特例）

第7条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する独立行政法人をいう。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規則による退職手当は支給しない。

（退職手当の支給制限）

第8条 退職手当は、次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- 一 勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合（第4条第1号又は第2号に規定する場合に該当する場合を除く。）
- 二 懲戒により解雇された場合

(弔慰金の額)

第9条 職員が死亡した場合においては、その者の遺族に職員が死亡した日における本給の月額に100分の400を乗じて得た額を弔慰金として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条及び第9条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号によるものとし、第2号及び第3号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位による。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
 - 三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者
- 2 前項第2号及び第3号の規定中、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当及び弔慰金の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
 - 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当及び弔慰金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (起訴中に退職し、又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第12条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第1項及び第14条第1項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第13条 理事長は、退職し、又は解雇された職員に対し退職手当がまだ支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、その者に対し退職手当を支給することが、学園の業務に対する国民の信頼を確保し、退職手当規則の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき
 - 二 その者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき。
 - 三 その者の基礎在職期間中の行為に関し、その者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に懲戒解雇に相当する事由があると認められるとき。
- 2 理事長は、一時差し止処分について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合又は当該一時差し止めの理由となった行為が懲戒解雇に相当しないと判断した場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。

い。

(退職手当の返納)

第14条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき、又は在職中の行為が懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、理事長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続きその他返納に関し必要な事項は、別に定める。

(端数の処理)

第15条 この規則に定めるところによる退職手当及び弔慰金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第16条 退職手当及び弔慰金の支給手続その他規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

2 放送大学学園法（平成14年法律第156号。以下「新法」という。）附則第3条第1項の規定により、放送大学学園法（昭和56年法律第80号）に基づき設立された放送大学学園（以下「旧学園」という。）から新法に基づき設立された放送大学学園（以下「新学園」という。）に引き続き職員として身分を承継された者のこの規則の適用については、旧学園に在職していた期間も新学園に在職していたものとする。

3 適用日の前日に旧学園の職員として在職し、引き続き新学園の職員として在職した者が、退職し、又は解雇された場合においては、文教関係団体厚生年金基金（以下「年金基金」という。）に加入し、加入員であった期間（以下「加入員期間」という。）を15年以上有する者に限り、第3条の規定により計算して得た額から、その者の旧学園における勤続期間に基づき、同条の規定により計算して得た額（以下「対象額」という。）に次の各号に掲げる加入員期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額の算出において、その基礎となる本給の月額、適用日の前日に適用されていた本給の月額とする。また、その基礎となる本給の月額が適用日の前日に適用されていた年金基金の標準報酬の最高限度額620,000円を超えている場合は、その最高限度額をもって本給の月額とする。

一 加入員期間が15年の場合100分の1.5

二 加入員期間が15年を超え30年までの場合100分の1.5に15年を超える加入員期間1年につき100分の0.1を加えたもの

三 加入員期間が30年を超える場合100分の3

4 加入員期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 第3項の規定により減額すべき額は、第3条の規定により計算して得た額を限度とする。

附 則（平成21年3月19日）

改正 平成27年3月17日、令和3年3月12日

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日に独立行政法人メディア教育開発センターに在職していた職員で、同センターの廃止により学園に身分を承継されたものに係る退職手当に関しては、当分の間、廃止前の独立行政法人メディア教育開発センター職員退職手当規則（平成16年センター規則第43号。以下、「旧規則」という。）の例によって算定する。この場合において、退職手当の基本額は100分の83.7を乗じて得た額とし、次の表の左欄に掲げる旧規則中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の4 第5項第一号	第9号区分に掲げる職員の区分にあつては0円	第9号区分に掲げる職員の区分にあつては21,700円
別表第1 第1号区分	62,500	78,750
別表第1 第2号区分	54,150	70,400
別表第1 第3号区分	50,000	65,000
別表第1 第4号区分	45,850	59,550
別表第1 第5号区分	41,700	54,150
別表第1 第6号区分	33,350	43,350
別表第1 第7号区分	25,000	32,500
別表第1 第8号区分	20,850	27,100
別表第1 第9号区分	16,700	21,700

附 則（平成23年3月7日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日）

1 この規則は、平成25年3月18日から施行する。

2 改正後の第3条、第4条及び放送大学学園職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成21年3月19日）附則第2項の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、施行日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成27年3月17日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和2年9月24日）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日）

この規則は、令和3年3月12日から施行する。